

今回から「遺言書でできる相続対策」をシリーズで解説することとしています。今回は初回で、遺言書による相続争いの防止について解説します。

1. 遺産争いの現状

令和3年の最高裁判所の統計資料によると、遺産分割事件のうち認容・調停成立件数は6,996件で、そのうち「審理期間と遺産の価額及び代理人弁護士関与の総数」は、以下のようになっています。

審理期間 遺産の価額	総数	1年以内	2年以内	3年以内	3年超	代理人弁護士関与の総数
総数	6,996件	3,691件	2,211件	751件	343件	5,939件
1,000万円以下	2,310件	1,516件	580件	163件	51件	1,807件
5,000万円以下	3,052件	1,586件	1,052件	304件	110件	2,622件
1億円以下	866件	321件	315件	151件	79件	795件
5億円以下	493件	148件	160件	104件	81件	468件
5億円超	28件	9件	6件	6件	7件	28件
算定不能・不詳	247件	111件	98件	23件	15件	219件

(出典：「53：遺産分割事件のうち認容・調停成立件数 最高裁判所司法統計」)

この統計は、1年間に裁判所に持ち込まれた相続争いの中で、調停が成立した件数のうち、一体いくらぐらいの価額帯の遺産で争われていたのかを裁判所がまとめたものです。それによれば、遺産の価額が5,000万円以下の占める割合が76.6%を占めていて、1,000万円以下の割合は33.0%となっています。自宅以外に分けるものがない場合など遺産の多寡に関係なく、遺産争いになっている現実を垣間見ることができます。

また、審理期間別にみると、審理期間が1年以内で遺産の価額が5,000万円以下の認容・調停成立件数は3,102件、5,000万円以下の総数5,362件に対して57.9%であるのに対して、審理期間が1年以内で遺産の価額が5,000万円超の認容・調停成立件数(算定不能・不詳件数を除く)は478件、5,000万円超の総数(算定不能・不詳件数を除く)1,387件に対する割合は34.5%となっています。遺産の価額が多いほど審理期間が長くなっていることが分かります。

弁護士の関与の割合も、遺産の価額が5,000万円以下の総数は4,429件で、5,000万円以下の総数5,362件に対する割合は82.6%で、遺産の価額が5,000万円超の割合(算定不能・不詳件数を除く)は93.1%(1,291件÷1,387件)となっています。遺産の額が多ければ弁護士の関与割合も高くなっています。

2. 遺言相続が優先

遺言が残されていた場合には、遺言相続が法定相続に優先します。被相続人が遺言書で遺産の引き継ぎについて定めていない場合に、はじめて民法の法定相続の規定が登場し、法定相続は補充的なものだと考えられます。

遺言書による相続も、法定相続も、民法が人の死亡による財産の承継について定めたルールですが、民法の原則(私的自治の原則)が強く意識されて、遺産の所有者が遺言書で自由に自分の財産を処分できるようにしています。ただし、相続には遺族の生活保障といった面から遺留分制度も設けています。

有効な遺言書で、遺留分に配慮されたものであれば、遺言者の遺志に従って遺産を相続させることができます。相続争いにならないよう遺言書を残しておくようにしたいものです。

	遺言書がない場合	遺言書がある場合
権利義務の承継	一切の権利義務を包括的に相続人が承継	被相続人の遺志が優先され、遺産分割協議を経ることなく、指定された者が指定された財産を取得する
相続財産	共同相続人全員の共有財産	
相続財産の取得者	遺産分割協議によって決める	
その他	分割協議が調うまでの間は、①財産自体を処分・換金等できないが、相続分に応じた権利は譲渡できる、②賃料収入などは、相続人が相続分に応じて取得する、ことになる	遺留分の侵害がある場合、遺留分権利者から遺留分侵害額の請求を受けることがある

(文責：山本和義)